

東山御文庫本『不知記』を紹介して

中世の和歌・連歌・猿楽のことに及ぶ

伊地 知 鐵 男

書 志

外題に『記者不知』とするされたこの記録は、現在東山御文庫に蔵されている。美濃判、無表紙の包み綴じ仮綴本一冊、紙数二十枚からなる江戸前期、元禄享保頃の書写本である。素表紙中央に「記者不知永和四年三四月六月」とするされた外題がある。本文は一面十行書きであるが、外題とは筆が異なる。

本文は一行約二十〜二十四字程度にしるされているが、ところどころ欠字空白があつて文意の通じない箇所がある。これはおそらく本書書の折、その底本(親本)にすでに虫損欠脱などがあつたと考えられ、本書のその個所には欠字虫損などの標示や注記はならしるされていない。そのほか本文中には、たとえば「自↓月」、「舟↓丹」、「称↓構」、「婦↓移」のような誤字誤読、また去・者・云・之・令などの区別が判然とせず、いづれとも判読できざる場合がある。これは本書を書写する場合、筆者がじゅうぶん

本文を解説できないままに書きしるした誤りであろう。いわゆる書生の手になるものと考えられる。以下、「不知記」全文を翻刻するが、翻刻するに際して、そうした欠字空白とおもわれる箇所は一字ないし二字分空白にし、また異体誤字などは現行の文字に翻した。

記者不知 永和四年(外題)
三・四・五・六月

法安寺花伝進上之後、海堂小枝ニツケラレテ御製二首下給、

種ヲウツス花ノ所ハゴ、ナレハナニカアツマノ関モヘタテム

セキコユルアツマノ道ニアラナクニ花ミル人ノヘタテケル

哉

今ソミル海ハナシト名ニキ、シヨヤタ、浪ノ花トイハマシ

春ノコシソノ方ナラハスクヘキラナヘテ桜ニサキラクレケ

ル

ユルサレス我トハイカ、オル事モ人ツテナリシ花ノ一枝

此花難得物也、其色薄紅ニシテ一重桜ノリムヨリモ大也、葉ハ

後日三首和申入、

如梨葉、自寺長老進上云々、先年自毗沙門堂頂覺上座進上申、

十七日、雜命御招引、寺參、(兼小路成實力)三位・經有・經時等皆同道、有点

心齋食、今日其座次第、對長老・照寺司・次予、次經有・經時・

西長老・明見上座・向長老・三位如此、行者三人、陪膳僧不見、

已欲齋食之処、東福寺前住見正海為礼來臨、只可相伴之由頻承

之間令会了、今度之兩僧西座々移著、予、正俊和尚脇著座、以

次相著為本意、可參申之由色代了、此和尚者古閑禪師弟子云々、

廿日、御風爐之次、(永和四年三月十三日光明院六条殿御幸)先日御幸之時、於六条導場辺好方不持御劔而

供奉、直御尋之時無分明散狀、其後持之走至九条口、再三申障

之間御免、兼時朝臣取御劔納御輿、自六条殿至六条東洞院者、

兼時馬上ニテ不所持之、下部令持歟、近辺甚不審、凡康富不給

之条如何、奉行尋所存未分明之由仰也、

付御抄御手巾次第卷之、入抄中、(四條經持)康富可垂之由問答、

此儀為役人所持之由問答之処、納中事一説、無其儀之由黃門申云

々、選御之時納中、康富此説執心歟、此事若有異説歟、北面方

有故実事歟、不審、

昨日北面康有田舎下向之間參申、經時申次、笠相論事有御尋之

処、召次已拔要刀之間、已欲及喧嘩云々、

十二日師治朝臣來、玉匣三品羽林事付之、來月廿二日故閑白七

年忌為仏事茶少分可給之由所望也、次富田庄事、真実可為

之破 可申談全分無其儀者難儀之由口返答云々、此事猶被尽

委細之、如然之趣をも一途可申談之由返答了、次河内池田庄

事、一向非辭退有其実、所々可被召替之由申入之云々、此事者

先日頼朝臣所見狀ヲ執進了、不審歟、然而委不及問答、

今日正戒比丘尼所勞、為御訪御幸、片時病席被御覽云々、土用

以後至今日猶同躰云々、

廿三日、今夜有卅首続歌、予出題、老眼弥不可叶、再三被辭退不

叶書之了、有憚、

暮春

花鳥のなごりにかふる身なりせはありてくれ行春はおもはし

(京極)高秀

人心のとけかるへき名残かはたえてさくらののちの春とて

頼宗

たのみこし宮この花のかけたえて春と友にや我もかへらむ

秀次

いは間とめちりうく花の中河やせきても水の春はとまらし

同

忍恋

忍たへてあるを命とかこつまにはは老ぬる身さへはつか

し

重次

恨恋

いまは又身をやうらみむかくはかりつらきをたにもしたふ心は

朝蕤

むせひかへる涙も今はかはきぬやなきてもいはむ恨ならねは

重次

眺望

をちかたやおなしをのえにいそくなり夕日のあとにかへるしら

雲

頓宗

なかめこす柳のかきは庭の松つゝく詠にむかふ山のは

述懐

さそひくる風にや花のつもるらん雪をあつめぬ窓の内にも

高秀

一とせもかさなる春のかひそなきこと葉の花の色しそへねは

為尹

人しれぬ我しほかれのかたはかり跡ありとてもわかぬ浦舟

和次

金葉集雙紙一帖見之、撰者自筆之由語、未見之由申了、此手跡

大略如行成卿筆、剩猶ふるひたり、殊勝、無奥書、たゞ奥天治

二年五月書了、如此也、

此本故権大納言公藤卿遺跡ヨリ尋出云々、

冷羽近日見拾遺ヲ見歟、此本奥書、以次書之、

天福元年仲秋中旬、以七旬有余之盲目、重以愚本書之、八ヶ

日終功了、 翌日令誦合詠、

此本付属大夫為相 額齡六十八桑門融覺判

此集世之所伝無指証本、仍以數多旧本校合、彼是取其要、猶非

無懇不審、不^(マ)管合抄之証本

抄歌五百九十四首 上二百卅五 下三百九十九

其中恋上 中納言師氏

思つゝへにける年をしるへにてなれぬるものは心なりけり

或本無之、入後撰云

題しらす 赤染衛門

我やとの松はしるしもなかりけりすぎむらならば尋きなまし

此二首集ニ不見歌也

五百九十二首 集抄無相違

拾遺抄歌 春五十七 夏卅二 秋卅九 冬卅二 賀卅一 別卅

四 恋^(マ)一首集不見、或本無之 恋^(マ)下七十五 雜上卅廿二 雜下八十六

已上五百五十四、

以相伝秘本書写之、舎兄慶融法眼所執筆也、可為証本矣、

正応四年三月 日 右近少将藤原朝臣判

此集 假身就道之一諾所授家説也而已

参議藤原朝臣判

これはたゞいひすてと云々

さくらや雪にふりかはるらん 成阿

頼宗語、或所会褒貶事、嶋花ト云題有、花嶋名所作例不勘出之

間、たゞ海辺有花嶋ヲ詠、桜嶋名所云々、然而作例当座遂以不出、

頼之歌ニ有、出見嶋舟を念いたさむとするに、猶風を待心を詠

歌、為花念之上之風、鳥枝葉は 予申之、為船風之大切勿論

之、根本之意を忘たる 申了、

(京極通考)
一甲良申、永仁 宗匠方有定家自筆本アリト、類猶兼懸事、

貞応奥書本は見明月記、此事号同月本事ハ依仰仁和寺宮書進之

由被書載之上者、為子孫相承ニハアラス、若仁和寺御本自然

歟、然者一向無之之由可被書歟之由申、

廿四日、今日帰、今朝亭主万葉時代勘注秘抄持出給之、此抄去年

夏比讓与予之処、為校合トテ取返、連々致音信、其後不到来、

今日遂以給了、随分歟、亭主祕藏物也、但此抄子細兩本所持云々

今度准后於大原野并西芳寺発句、為尹朝臣語之、

花とたに見ぬ雲雪の木すゑかな
雲雪わかぬ、阿説如何

これは和漢云々

西芳寺
花は又松にさきけるあらしかな

此発句花はみな、借 契約す

物語我本意皆也ト准后申され候云々

今度有沙汰事、随思出書之、

一後拾遺清書之、(マ) 惟房書之処我歌一首入 述懐之間不終功、書

捨之間、隆源阿闍梨清書、随分能書云々、

一新勅撰之撰者、老後 有憚、令書行能卿了、

一東山智恩寺ニ不慮和歌文書等濟々在之、不慮鞞問答、 語何

時誰人文書哉、尤不審く事也、

一准后如連歌ニ今はの山と被遊、此詞頗可有子細之由聊被申、委細

所存ヲ不申之由語、予又不尋、これは古今長歌 いまはの山し

ちかければを、此流若いまはと切ル、野山しニ了見歟、

去廿二日児愛菊丸許へ状ヲ被參、頼所望之間送一首、

老風にわかれし跡も槽かへせおもはぬ浪のよるへなりとも

廿六日、取召人事、三品・経有・道善已下面々申意見、又念仏

寺昌田房難去口入、予は寺へ可申案内之由申、自余所存之、強

自寺家被渡非召人之上者可為自專云々、於殺生禁断之就寺家申

請根本 已下事為大切、内々又伺申入之間以資村・道善兩人

申寺家、自是も不及委細、大概申了、件召人对昌田免許了、

道善許參申候、罪科輩三人也、迺夫二人、舟已下可召進之由

問答之処、逐電之由申、猶可尋進之由仰了、船事被聞食及可

進之由仰之処、資村已下大略捨身名召捕之上者、且為恩賞可有
御免許之由申之間、内々其趣申入了、

廿七日、三条前内府退出、及晩頭之間御所持已下為兵 等可參之
(実態)

由被仰下之間召仰之処如二人、御所様夜陰など御兵等又領家之
外都無 申子細、此事先例尤不審事也、

廿九日、来月六日後伏見院御忌御仏事可有法事、併内々信秋と若

輩少々可召進之由、以経時被仰下之間書遣状、直ニ堅固内々往
昔茶事など如申遣、仮名まじりに書遣、口会 を本に申間、任筆

両首詠之、 又真実不堪忍、頗老涙落く、

忍まざる心の色そ年にそふ老はむかしやちかくなるらん

我も人にわすられめやはわすれめやむかしの跡よいまの契よ

卅日、入夜下給御題、

三月尽 なかめとめしあた桜の花のかけ青葉の春はけふもか

へらし

寄春恋

寄春雜 花鳥のたよりの春は ひとりかためは一夏の山

四月

三日、法花経一部読之、

一昨日新島茶摘為一見罷向之処、雲雀大略自足下雖起不見、声
計聞之、

たつともみえぬ野原の春の草老てはみえぬ声あかる也
雲雀なく野の

つのくみしわか葉の蘆の にも帰おられん夏 となし

帰鷹猶春にをくれて 上辺飛

卯花はまたきかきねをさきこめて夏ともいぬ庭の山吹

一昨日炎上梅津云々、自京見分、移時焼失云々、寺事甚不審之間、今

夕松殿參、及在家大略焼、比丘尼庵一室一、其外寺比丘尼寺皆

無為之由申送、今日被遣御使云々、先以無為大慶也、

六日、御法事講、無聽聞所、入夜之後片時小庭上辺愛染王堂西辺

聽聞堂 僧衆座御聽聞所御所作御座等事、自 刻有御沙汰歟、

今朝少々被改被敷座云々、今度本尊東向、堂御所日來南向也、御聽聞

所小廂北向御妻戸間也、公卿西面南上着座、殿上人其後落長押

同南上西面、菜小座出間也、此座末御聽聞所近々也、北上西面

可得便宜歟、導師座分明不見、本尊庭脇辺歟、本尊南面之時先

々導師本尊右脇南也、今度地下進所難儀歟、就便宜如此御沙汰歟

之由粗承及了、声明調子錯乱、然而高座読直神妙云々、笙守秋

始而參歟、殘染林賀神妙之由別御感云々、藤秋參、別而先来之

間為賞翫勸点心一献、其時国秋已下案所六人皆来加、此之間御

経供養事了、案所等可參之由再三有催促、仍不心閑、無念也、

七日、自昨日四黃立寄之間、今朝勸一獻、例閑談、先日六条殿御

事北面御隨身相論御劍事申出、

一康永八幡御幸之時葉室大納言奉行、其時所見被尋之處、不存知之由申御返事云々、為奉行人不知と申之条、不審之由申了、

一御劍本役人之後、不可給之由、康富申所存之条太無其謂、

有先例、北面持御杵、還御之時逐電之間御隨身相替役之、本役人返給之時隨身申子細之間、為奉行加下知之後渡之云々、

一行幸之時、公卿佐役鈿璽有障之時、於儲御所次將役之、准拋尤叶儀、此事勿論也、

一御見物御幸之時、北面隨身取松明之時、召次取伝、於隨身之召次不 序守直伝之、

一非常之時、狩衣袖ク、ル事非也、侍已下雜色等語之、常之儀也一馬腹帶、鞍切付ヲ不通、自上結之、一説云々、

一大宮相公語云、三月尽禁裏歌人十人、面々百首為千首、当座御会云々、兵部卿長綱卿語、申時始、暁天出来、為重卿一番来、

春夏計披講、御人数之内不候御前、移時剋逐電、帰參之人々々之云々、

予申云、各百首随分説 当座 歟、然而其内少々初心御人数共皆

詠出、太以心惡、其詠歌不審、一見大切有書字之、可一見之由契約了、

十日、法花經一部説之、

昨日定清法橋參語云、四日朝長講堂鐘ヲ下、御文車宿番衆見付、於晨朝之分打之、其後盜人以構下歟、開四足門鐘鈿様全分無其

構、只自上 オロンテ構一ニテツル、定安平ニ下歟、以薦卷之、鐘与薦之間突捨タル庭草ヲコム、不鳴許歟、其勢不大、無

年号月日、假令十余人而持程勢分云々、

一釣緒事、先々有沙汰、及連々之間、井上庄領主故勸修寺内府之時有沙汰、十年ニ一度可改之由申定云々、

一去比大御堂正面障子ヲ破開、白昼男二人入内之間、兵師下女見逢答之間、自後戸逐電、但御仏具已下雖一物不取、是等皆為下

鐘許歟、又油小路面北門車突石ヲ掘事、去月事云々、御文車兵等老入道之外、当番承仕一人祇候之外都無人、如此令懸念之始

終非無怖畏、今度之儀も不出門外事之、若冥慮歟、非只事哉、

十三日、松殿參之次片時構見參、御物語云、二条前関白前長狂氣以外之間、三条前内府息女度々迹出来云々、何様承及哉之由仰也、

全分不存知、先日為尹朝臣物語、兵具ヲ 身事、夜宿所など 甚事之由語申候、是彼思合、非尋常之儀候哉之由申入了、

見公禪師雜談之次語云、案如女房而將軍 被見廻、不可説々々、和州法花寺東堂老尼衆、此間御円寂、七十五云々、是後深草院 姫、伏見院御連子、彼宮殿下一人參、御旧御名残、学生御手跡 神妙御事云々、

長講堂鐘、今日歟可被釣こと構、如元番匠方猶加支度云々、

十四日、此兩三日、此御所東向辺田上ニ白鶴一昼夜不放鳴、御手飼

鶴ヲ見テ弥近々立寄、鳴事甚、以国主祕計鳥取二人今日參、見御

鶴取之了、随分高名歟、不可語也、練貫小袖一下給云々、此鶴

一雙自去比付此田上之処、此四五日於伊勢田へ被取云々、仍放

聞、御鶴近辺不去歟、即切羽被籠鳥屋云々、

真名鶴番別之迷与利雲路忘天沢耳佐間与婦

妻別はては竜に入るあしたつや雲を恋地にまよひせふらん

十五日、昨日鶴事、御局尋申候次、

吟し沢のおもかけたかとめて雲をもこふと夜やなき鶴

此状御所様へ被入見參歟、被下御製、唐紙ニ被遊、

ひとりのみこゝにもなくをさらはとてつかはぬ友と夜のさは

つる

飛をくれ心は空に雲こふる鶴をあわれとなかぬはかりそ

十六日、法花經一部読之、

一昨日晝天夢ニ在所不分明、或所へ長講衆等五六輩有動行事歟

也、彼等如例沈醉之寐也、於此在所可供春宮御膳ニテ二人等采

女 自等在此所、而長講衆前退座之間、予著束帯令下知云、

此所可為鬼間可退之由仰了、自後方廻見御膳之寐之由、分明見

而夢覺了、凡立坊之体、自去比兩度有夢想、祝着注之、

御風炉例閑談之次、三月尽禁裏千首御歌事、此人数内甚有御不

審作者等、於当座百首詠出事承、不可叶作者少々勿論歟之由仰

也、予申云、冷泉中納言為相卿十三才歟、於御前当座独百首無

相違詠出之時、伏見院甚御感、拔群器用之由有御沙汰之由、大納

言入道詠置之由申入、其世雖年少難有之由沙汰、於今世者甚以

不審く事之由申入了、

十八日、法花經一部読之、

廿日、法華經一部読之、

資村語云、此間於大渡、備後宮若党与淀神人号右衛門者引出喧

嘩、兩方被殺害、三人落命了、

又賀茂祭見物帰路、於竹鼻徳大寺青侍兩三人被殺害傍輩云々、

手負等濟々云々、事由来委不知、

廿二日、法華經一部読之、

今晚至七ヶ日之間、及天明雖田中明星祈念了、凡七ヶ日之間遂以

不拝見、此季若不出現時分歟、委可尋、天文道先々夏中取分不

拝見歟、不分明不審、春秋冬季者度々札之無子細、夏季事可尋

之由也、

為広・政覺有使仰善遠云、御所持沙汰者事、不依御所 可為

各別歟、故左衛門太郎善清二代相統之由四条少納言書置、今

度御所平御免、後為一見事之由存而如非番催促事申子細、不

可為各別歎之趣仰之処、全不可為各別、凡五日番事、惣衆訴申之条虚無之、有御引級歎之由、番事随仰之外、衆中催促已下事可被仰之、可辭退御所 返答云々、予惣衆品肩事、楚忽不得心申状也、可各別否之趣委可申所存之処、引級等事不可然申状歎、追可被問答也、

廿三日、法華經一部誦之、

今朝不慮招引松月庵之間、經有・經時同道參、有点心、不思寄之儀也、此事東福寺慶祥庵僧云々、聊訴訟就国衙申勅裁、少將内々口入、日野大納言落居歎之間振舞歎云々、

廿五日、法華經一部誦之、

於寺昨日崇格物語、先日猿染觀世 垂髮、於准后連歌当座構美句事、經有申出之処、此句たゝ非殊勝分、真実法文心 神妙之由長老褒美以外也

いさをすつるはすてぬのちの世 准后
罪をしる人はむくひのよもあらし 児

前句も当座感 甚、付句又准后以外構美讀、

此前句も連歌にはあたらしくきこゑたり、歌には同類多

歎、すつる人をはすてぬとは、いへるも同心歎、
きく人そ心空なるほとゝきす

しけるわか葉はたゝ松の色 垂髮

風の声おとゝもせず、たゝ風とはかり仕、堪能也云々、此ほめ所は強不甘用哉、此脇句には贈答事ちとありし也、大事歎、いつふるそ卯の花かきの庭の雪

自関東上洛禅僧参仕云々、

松か枝のふちのわか葉に千とせまてかゝれとてこそ名つけそめしか

此児云、給五明之時被書此歌、此童先年十三才ニテ参之時被付藤若名字事云々、今年十六才歎、御句詞此歌甘用歎、

然而雀子、五の子などの心ちする詞也、此心ニテきゝよき

詞可被案付哉、

廿七日、法華經一部誦誦之、

昨日恩乘法印語申、二条前関白狂氣以外、此間自常住院頼勝・豪融兩人被召進之処、頼勝之左右手ヲ取引張押伏而、汝者偽起請文遂 大事 不可然之間可耐也ト云々、種々シテ通出、

這々退出、失面目云々、今日ハ客人三人可来之処一人俄為指合、二人可来なと悪口被仰事、嚴重符合云々、

昨日大切所望大夫、其以弟子不審也、祖父先朝御代当道忠節之間任左近大夫云々、委不得心、然而大様に書給也、比與事歎、

藤原定光被劔大夫ハ不存知旨、可被下知之由、家仰所也、仍

執達如件、

永和四年四月五日 左衛門尉守政

謹上 小河 案主殿

廿八日、今夜松殿參、女中物語云、賀茂祭日御行水之後、老如

令推參、御湯之殘、心閑行水之間、有種々沙汰被追出、不思議

く言語道斷事云々、又同日朝 女性參入、着座隨身未含之、

其縁又言語道斷、非尋常、不思議事等也、

廿九日、法華經一部読之、

五月

一日、法華經一部読之、自此一部始候、西大路禪門十三廻仏事為訪也

二日、相公房昨日自桐尾帰之間、山摩茶為所望、

わけ入し山すり衣露ほともよその袖まてちらせと思

返し

すり衣たち出しましてはたのみしにあとなき露にかへるかひな

き

經南階傍東欄 旧記詞之由仰云々、

今度若慶安堵 書下之処 うひの字不遂書、經有於御前申

出之時、傍字(計カ)口敷之有沙汰云々、一昨日書給了、御書改也、

三日、法花經一部読之、

五日、法花經一部読之、

六日、相公局(アヤ)本茶披判之由聞之歎之間、有贈答、

なか／＼に山の名たてになさしとそしのひし露をたへすもら

しぬ

返し

山の名をしのひし露もちらせたゝ心おくへき我ならはこそ

御牛飼竹一丸与北畠 三言敷 所先日有喧嘩事、両方此御所參申入、

經有問答、在所之萩原殿御管領也、仍彼御所可申之間、奉行四

条宰相許へ被遣女房奉書云々、所聞及 所道理歎之由存之処、

今朝已被任官人等 所家々 少々被焼上、其身皆逐電云々、

於竹一者即武家侍所召取入籠之由浮聞、然而已罷出帰云々、沙

汰之次第不審也、

七日、法花經一部読之、

九日、法華經一部読之、

十一日、法花經一部読之、

十四日、法花經一部読之、

十六日、法華經一部読之、

一昨日 相公雜談之次、自去比京都病死不可説之次第也、大略

下腐也、侍品物希也、自三条辺上無此儀、今年中至去月五条橋

清水坂死人通路已二万何千人云々、毎日卅人少之時也、及五六

人日連々云々、先日於禁裏有蠟燭一寸百首、御製・長綱卿・春
明朝臣三人、此内御製 御也、

十八日、法花經一部誦之、

經有語云、昨日長老被參、御談義事御所望之処、向後次第可隨
仰、先就御所望有御尋之、涯分所存可申入云々、仍今日委有御
法談、其趣難記、

臨泉寺 山之儀如元任国師遺戒、可為 道所事書申狀、青

溪已下老僧五人先日兩日之間六ヶ度被向管領許之処、遂以不
請、仍直參大樹 直請申狀、述心事、為寺事之上者忿可沙汰
之由返答云々、此事一向比長老為張本歟、門徒老僧已下二百余
人加連署云々、

上様被召即成院可有祕經御灌頂事、御庵被申勸事云々、与見明(マ)
上座有申所存子細歟、其次第不及記、
十九日、法華經一部誦之、

昨日自京參仕人々申云、御香宮辺当路頭有病人、女性也、面々
稀畏之由被申之間、召寄道善可尋沙汰、可移閑所之由召仰也、

廿一日、申時許 得庵坊主正戒比丘尼円寂、七十三、自去春不
食以下長病、其内遂無滅氣、予思計、自往昔不淺申承、無中絶
之儀、旧好異他、即企參上訪申、子息田中坊 明上人謁、又比
丘尼信房謁申、明見上座・禪慶許歟參会、經有同道、

廿二日、法華經一部誦之、
廿四日、法花經一部誦之、

今日地藏講參、庵主頭役、今日由良和尚聖忌有仏事、僧五六人、
齋食点心、僧在家混合、地藏本願經面々談也、未口馴之間持本
計也、

廿七日、法花經一部誦之、

昨日於即成院無伝為長老阿闍梨有祕經御伝受、仍晚景御幸藏光庵、
先 親王御方於即成院同有御伝受事歟、委可尋記之、去夜寺家
警固事、下守等可參候之由、經有召仰、又可奉行之由仰道善之
処、自寺家直此趣承之由申也、

廿八日、依比興之題目相公局許申遣 有送餅給事、又晝可來之
由契約有、

こひしともなにかいひける今はたゝ人のもちるのなきをくひ
つゝ、

いとせめて待夜なき身に契てし晝はかりくる時もかな

廿九日、法花經一部誦之、

自松殿小餅ヲ十一、わかくなる物として送給之間、卅日申遣相公
局許、

若餅たゝ十一はすくなしな年のかす程老をかまはや
はしゝにはあたるもちるのはたへこそけにわかゝとやはら

なつかし

六月

一日、自松駿送給餅、有歌、

万代のよはひをのふるのみならずあまねく人にももちあらるへし

和申

よろつ世の老の薬とくひそなす我なかいきのこのもちあるとてこのもちあつつきくたへよあかすたゞ日々にもくわむよろつ世までに

三日、法花經一部読之、

昨日自由良許所望草花、候得之由返答、然而少々尋出之由立紙了、

記年と記者

本記が、外題にしろるされているように、はたして永和四年の三月から六月にかけての記録であるか、どうか、一応検討してみる必要がある。

みるように四月二十七日には永和四年四月五日の御教書が附載されているし、おなじ四月十三日、二十七日の両条には「二条前関白狂気以外之間」云々と准后二条良基の嫡男前関白師良の発狂

の記事がある。これは当時の記録『愚管記』（近衛道嗣）の同年四月八日、十一日の条や、『後愚昧記』（三条公忠）の同年四月六日の条などどまった軌を一にした史実である。ただ本記にしろされた「三条前内府（実継か）息女度々逃出来云々」の記文から、師良の妻女が三条実継の女であるらしいことが判明する。第三の証拠としては、五月十六日の条に、「一昨日相公雜談之次、自去比京都病死、不可説之次第也、大略下藤也、待品物希也、自三条辺上無此儀」云々の記事である。これも同様に『愚管記』同年五月二十七日の天下病事のことによって五条天神に正一位の位階を授けららしいという記事、六月十七日にはこの「三日病」のために改元の儀までおこったということを報じている。しかしこの疾病が下京一体の下層階級の間に行きつたという記述は本書のみのものである。

以上のことから、本記の記年は永和四年三月中旬（あるいは十六日か）から六月三日におよぶ、約三箇月たらずの記録であることは疑う余地がない。

本記記者の問題にふれるまえに、まず留意しなければならないのは、本記が書かれた場所、いいかえると記者の住居場所が京都城内ではないらしいということである。たとえば、三月二十日の条に「昨日北面康有田舎下向之間参申、経時申次」云々は、北面の康有が田舎（生国、所領ないし支配地か）へ下向する途次やってきたという文意であり、また五月十九日の「昨日自京参仕人々申云」云々とあるのも、同様に京からやってきた人々の話であ

る。しかも一方、四月十四日の「此兩三日、此御所東向辺田上＝白鶴一昼夜不放鳴、御手飼鶴ヲ見テ弥近々立寄、鳴事甚」という記事は、京都近郊の田園風景としかうけとれない描写である。

そのように考えて、本記をみると住居近隣と思われる寺に「法安寺」(三月十六日)、御香宮(五月十九日)、即成院(五月二十七日)、藏光庵(五月二十七日)、そのほかに「寺参」(三月十七日)という名処がある。この法安寺とは『椿葉記』にも「光明院にはかに御出家あり、御発心ときこゆ、其後伏見の法安寺にて禪衣を著しします」とあり、のちの『看聞御記』にもしばしば「伏見宮家重代の文書類もここに預置かれたところで、崇光院跡とも称せられた寺である。藏光庵もおなじく大光明寺(光明・崇光両御陵)に隣接し、光明院の位牌の安置せられた所、伏見離宮の一廓にあり、御香宮は伏見離宮の北西に隣接し、地を御諸といひ、そこに建立された社である。このようにこれら社寺がことごとく城南の地伏見に集中していることは、三月十七日以下にみえる「寺参」「於寺」などとされるされた寺も伏見にある寺で、おそらく、大光明寺をさしていると考えて誤りではなからう。このように場所が伏見の大光明院を中心に即成院・法安寺・藏光庵にちかい「御所」であることは、本記の記者ともふかい関係があると考えねばならない。

記者について、まず注目されるのは三月二十三日の「今夜有卅首統歌、予出題、老眼弥不可叶、再三被辞退、不叶書之了、有憚」とある。すでに老眼を苦にする年齢、大体四十三四才以後であることが推測される。次に本記にはしばしば「御幸」、または「御

所様」「上様」、あるいは「御製」という詞がある。たとえば三月二十二日の最後に

今日正戒比丘尼所勞、為御訪御幸、片時病席被覽云々、土用以後至今日猶同体云々、

の記文があるが、これは記者自身の御幸でないことは「云々」という伝聞形式であることよって明らかである。

因みに、この正戒比丘尼御所は五月二十一日享年七十三才で入寂せられるが、その時「予思計、自往昔不淺申承、無中絶之儀、旧好異他、即企參上訪申、」とされる。前には御所様の御幸を迎え、今は記者の御訪をうける身分の尼御所である。

また前述した四月十四日の条にみえる此御所の東向辺りの田に舞いおりた白鶴を鳥取二人を召して捕えるという出来事があつたが、その翌十五日に

昨日鶴事、御局尋申候次、

吟し沢のおもかけたかとめて雲をもこふと夜やなき鶴

此状御所様へ被入見參敷、被下御製、唐紙ニ被遊、

ひとりのみこにもなくをさらはとてつかはぬ友と夜のさはつる

飛をくれ心は空に雲こふる鶴をあわれとなかぬはかりそ

と、記者は歌一首を詠んで御局(御所様の局、三条実朝女か)に申送つたところが、早速御製をいただいたと示している。この「御製」を詠まれた「御所様」は記者とおなじくその近くに居住している者と考えられ、とうてい京都城内の禁裏後円融院(廿一

才」とは考えられない。しかも五月二十七日の条には、この「御所様」と「親王御方」とが即成院において無伝阿闍梨(為長老)から秘経の御灌頂をうけている。またこの親王のごことであろう、記者は再三、夢をみている。四月十六日の記事がそれで、ことにその終りに、

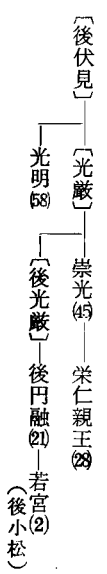
凡立坊之体、自去比兩度有夢想、祝着注之、

記者が再度にわたって立坊、立太子のことを夢みたというのは、記者の無意識の祈願であり、念願であったからであらう。では、その頃立太子の予想されるような親王には誰がいたであらうか。最初に考えられるのは花園院の皇子直仁親王(萩原殿)であるが

直仁親王は観応二年十一月南朝の京都復帰とともに崇光院の退位とともに春宮を廃位された方である。この時立太子が持明院統、ことに光明・崇光院系に予想されるとしたら、後円融天皇(永和四年二十一才)の去年永和三年六月に出生した皇子若宮(のちの

幹仁・後小松院)か、崇光院の皇子栄仁親王(親安元年正月二十一日立八才になる)の二人に限定される。しかし後円融院の皇子は生後十

ヵ月で、いまだ立親王宣下もない時であり、この永和四年四月十六日の夢想に「於此御在所可供春宮御膳」云々という春宮に擬せられる人は栄仁親王をほかにしては考えられない。しかもそうした夢想をみた記者には、ほかに御製をよまられる御所様(上様)があったことを考えにいれるなら、「」は永和四年以前に崩御、()は年令



のうち光明院(御所様)——崇光院(記者)——栄仁親王(春宮に擬せらる)という関係が推測される。しかも『椿葉記』によれば、崇光院は延文二年以降、城南伏見の離宮に閑居され、後白河院以来の長講堂領・法金剛院領その他を伝領しておられた。その間、院——栄仁親王と後光厳——後円融院(緒仁)との間に皇位継承をめぐる猛烈な確執があつて、その時は不本意ながら後円融院の踐祚ということにはなつたが、院の内心には栄仁親王こそ「後深草院以来正嫡にてまします御理運」を念願されていたであらうことは推察にかたくない。

一方、本記録には、記者および御所様をめぐって、それに奉仕して登場する人物がある。その記載の頻度数の多いものからあげると、まず三月十七日の条「雑命御招引、寺参、三位・経有・経時等皆同道」以下、しばしば側近につかえる三位(綾小路成賢)、(庭田)経有、(田向)経時らともに宇多源氏の一流同族で、祖経賢(田向・庭田の祖)、信有(綾小路祖)の時代から伏見院統の近習の家臣であつた。ことに経有の姉妹である資子は崇光院典侍で栄仁親王の母儀杉殿であつた。そのほか、松殿(四月三日以降)忠嗣・冬輔、三条前内府(三月廿七日以降)実繼、四条黄門・同宰相(四月七日以降)、大宮相公(四月七日以降)らも「不断祇候」の臣であつたことは、『椿葉記』にも崇光院以来の近習の家として「綾小路、ちかくは重資卿、老後に大納言になりて四代中絶の家を興せり、……前宰相経兼(経時の弟)は大納言の嫡孫にてあり、「又庭田宰相重有卿(経有の男)はこれも大納言の孫にて待れども庶子にてある也」、「又四条が家にも大宮大納言隆

仲卿は故法皇(崇光院)の院中の事申沙汰して「云々としるされ、
「又外様には三条前内府実繼、崇光院外戚なれば申に及はず」など
と注記された家柄の人達である。こうした家臣団の構成から考
えても、その中心にある記者を、崇光上皇その人にあてて考える
ことは、なんら間違いないところであらうと思われる。

私はこの永和四年の不知記を、崇光上皇宸記とみて、なんら誤
りであるとは考えない。またこの論証をたすけるものとして、貞
成親王御記『看聞御記』の記載からも、また崇光上皇の数少ない
宸記貞治五年十二月の樂御伝業記、貞治七年二月の室町亭御移徙
記などの記文と比較しても論証しえられるものと思われる。

内容(和歌・連歌・猿楽)

以上、簡略ではあるが論証したように、本記録は、このたび新
しく発見された崇光院宸記の一部であって、そのかぎりにおいて
ただ数ヶ月間の記事ではあるが、讓位後の光明・崇光兩上皇の伏
見離宮閑居後の動静のうかがわれるもので、貴重な史料の価値を
もつものである。しかし私が、ここでとりあげようとするのは、
本記の歴史的史料としてのみでなく、和歌・連歌・猿楽関係につ
いても、予期しない貴重な資料を提供するものであることを一言
申しそえたいからである。

和歌関係 三月二十三日には伏見の離宮において崇光上皇の出題
で三十首統歌が行われたが、その作者には例の佐佐木京極高氏
(導誉)の嫡男高秀が参加している。高秀は冷泉為秀の門弟で、
為秀の死後、一時冷泉家の相伝文書を保管し、幼少な為尹の成人

をまわってとり継いだりしたほどの文雅の嗜のふかい武人であり、
その冷泉為尹も一座している。伏見宮統の歌会に京極高秀、冷泉
為尹らが一座していることは、禁裏朝廷方に比較して、いまだ光
明・崇光院を中心にして伏見宮グループには冷泉派の色彩がつ
よかったことを証するものであろう。そのほか一座した作者のな
かに頼宗・秀次・重次・和次などという作者名がしるされてい
る。頼宗とは、あるいは頼阿関係の人物かと思われ、秀次・重
次・和次などはその詠歌の記載方法(一字下り、細字書き)など
から、これもまたあるいは伏見宮関係の人かとも疑われるが、こ
れはあくまでも臆測の域をでない。和歌会関係は、その三月三十
日にも伏見宮および禁裏において歌会が執行されている。禁裏の
歌会は作者十人各百首詠歌の千首当座和歌御会であった。おそら
く新後拾遺集撰集のために企劃された永和百首一連のものであ
ろうか(『後愚昧記』)。

おなじ二十三日の条には、三十首統歌につづいて、最近一見さ
れた撰者源俊頼自筆の金葉集のことをしるして、それには奥書は
なく、ただ「天治二年五月書了」とあったという。これが天治で
なく天治としたら初奏本か再奏本かであったらう。そしてこの金
葉集の出所が、一時、京極為兼の猶子になった正親町公蔭の遺跡
からであったということは興味ある点である。また冷羽(為尹
か)が見せた拾遺集の冷泉家相伝の慶融(為相兄)筆本の奥書を
のせている。現存の冷泉家本とたいした相違は見られない。これ
につづいて頼宗や甲良(京極高秀)の談話をしるし、宗匠方(為
世)にある定家自筆の貞応本(古今集のことか、欠字のため文意

不明)のこと、翌二十四日の条には、後拾遺集や新勅撰集の清書のことや秘藏の『万葉時代勅注秘抄』(顯昭か)の贈与をうけたこと、東山の知恩寺(院)に発見された和歌文書のことなどをしているが、いまだこの時代まで御子左家・冷泉家などの嫡庶各家末流をめぐつての和歌師範の権威争奪の余燼のくすぶりのあった世相をうかがうことができる。

そのほか、三月二十四日、二十九日以後、しばしば狂歌に類する贈答歌がよまれ記載されているが、すでにこの時代から、しかも上層公家間にこうした手遊びが頻繁に行われていたことは注目してよい現象であろう。なお、四月二十三日の条に「今朝不慮招引松月庵之間、経有、経時同道參、有点心、不思議之儀也、此事東福寺慶祥庵僧云々」とある。これが伏見の「招月庵」の誤写でないとしたら、東福寺塔頭松月庵と考えねばならない。だとすれば、もちろん歌僧正徹の入住以前のことであるが、後世、松月庵を正徹自身の命名として塔頭栗棘庵の一室のようにいわれているが、いかなるものであろうか。

連歌關係 本記録冒頭にある法安寺に咲いた花を光明法皇に進上したところ、海棠の小枝に御製二首をそえてくださった。寺長老(大光明寺為長老、無伝か)が進上したものであるという。その記文につづいて「先年自毗沙門堂辺、順覚上座進上申」の追憶がしるされている、順覚上座という人物についてである。連歌史の方面で、鎌倉末期の地下連歌師善阿の弟子に、教済らと併称された信昭・順覚という作者があった。その順覚の伝記は、いままで菟玖波集、筑波問答・密伝抄など以外にはまったく不明であった

が、金子金治郎氏が『菟玖波集の研究』に金沢文庫古文書を中心にして相模国金沢の称名寺の僧順覚房玄誉ではなかるうかといわれている。ただたんに金沢古文書ひとつから時代的に符合するからというだけでは、確実にそうだと結論はできない。まして称名寺の玄誉は伝法灌頂をもうけた大法師位(俗官では四位相当)のれっきとした人であるので、とうてい一介の地下連歌師風情とは考えられない。それに対して本記の順覚上座は、例の花の下連歌で有名な毗沙門堂ちかくの寺の上座職のものである。上座は僧綱の下にある三綱(上座・寺主・都維那)の一つで、僧侶を統轄し寺務一般の執行運営にあたる役職で、上座は寺内常住の者が選ばれるのが通例である。地下連歌師としてはこの毗沙門堂ちかくの上座順覚をえらびたい。ただここで問題がないわけではない。それは文永五年出生(阿波国文庫本伊勢物語奥書)の地下連歌師順覚の享年に關してである。彼の存世の確実な下限は文和四年(了俊日記)八十八才頃までである。永和四年(一三七八)は文和四年(一三五五)からさらに二十三年後である。当時八十八才であったとすれば永和四年は百十一才という齢になる。これはとうてい考えられない年令で、本記の「先年」を十年から二十年ぐらい昔の先年と理會しないかぎり、この順覚を善阿の弟子順覚とは推定できない。いまはまだ、称名寺僧玄譽説に疑問を提出するにとどめておく。

三月二十四日の条に、三十首統歌で会合した冷泉為尹の話として、准后(二条良基)や成阿などの大原野や西芳寺における発句をしるし、四月二十五日には、大光明寺における崇格の物語とし

て、二条良基の第における連歌会での良基と観世垂髪の子(藤若・世阿弥)の連句秀逸を報じている。このように、世阿弥は若くして、すでに専門の猿楽のみでなく、連歌にもすぐれた才能もっていたことが判明する。

猿楽関係(藤若命名のこと) その観世猿楽法師の子で垂髪の稚児(十三才)に、良基が藤若という童名を与えたとともに和歌一首を贈ったということが、前記四月二十五日の文につづいて、

松か枝のふちのわか葉に千とせまてかゝれとてこそ名つけそめしか

此児云、給五明之時被書此歌、此童先年十三才ニテ参之時被付藤若名字事云々、今年十六才歟、御句詞此歌甘用歟、

然而雀子・五の子などの心ちする詞也、

この和歌は、観世の垂髪の稚児が十三才の折、良基の第に初参した折、五明(扇)を賜わり「藤若」という名字をあたえた時の和歌であったという。そして今年永和四年藤若は十六才歟になっているというのである。世阿弥が十三才の時、良基第に参じた年次は永和元年(応安八年二月廿七日改元)の時である。これは崇格を通じての伝聞ではあるが、この記文年次から推すかぎりにおいて、世阿弥誕生は貞治二年ということになる。貞治二年出生説は吉田東伍以来の通説で、これに対して表章氏は「世阿弥誕生は貞治三年か」(昭和三十一年十月号文学)という論文で、南都若宮祭における装束賜の式の考証から、神木が帰座した永和元年(この年三月十七日、九月十七日の両度若宮祭執行)の年であったと考えられ、その年を「世子十二才」とすれば貞治三年出生となると理論的に説

かれている。その当否はわれわれ門外漢の判断のほかであるが、表氏の所説の弱さは確実な史料の見当たらないところにある。それに反して吉田東伍以来の永享四年奥書の『夢跡一紙』に「いま七秩にいたれり」と本記録の伝聞ではあるが永和四年十六才歟からの逆算による符節の合一は、一体どうしたわけであろうか。あるいは世阿弥自身、老後になって自分の生年を誤算したことからおこった暗合であろうか。疑問のある点である。

世阿弥生年の疑問は、それとして、世阿弥が垂髪(元服以前)の頃、「藤若」と称していたことは『申衆談義』にしばしば自記して明らかである。しかも藤若という名字の命名者は、ほかならぬ准后二条良基であり、世阿弥十三才の永和元年の時(世阿弥はじめて義満の寵愛をうけはじめたのが「世子十二」とすれば、丁度一年前にあたる)であったことが判明する。また良基と世阿弥との関係については福田秀一氏が「世阿弥と良基」(昭和三十一年芸能史研究十号)の研究のなかに、彰考館蔵の「山のかすみ巨下」に合綴されている「自二条殿被遺尊勝院御消息」の全文を翻刻された。私も二十年以前コピーしているので、いまその一部をしるすと、

藤若ひま候は、いま一同道せられいへくい。一日はうるはしく、心そらなる様になりていし。わが芸能は中々申におよはず、鞠連歌などさえ堪能には、たゞ物にあらずい。なによりも又かほたち、ふり風情はけくとして、しかもけなわけにい。かゝる名童いへしともおほえすい。源氏物語に、むらさきのうへのかきていにも、まゆのあたりけふり

たると申たるは、ほけて、ゆふのあるかたちにてい。おなじ人を、ものにしたとへ候に、春のあけほのゝ霞のまより、かはさくらのさきこほれたると申たるも、ほけやかに、しかも花のあるかたちにてい。歌も連歌も、よきと申は、かゝりおもしろく幽玄なるを上品にはしていなり。此兒の舞の手つかひ、足ふみ、袖かへしとさま、まことに二月はかりの柳の風のなひきたるよりも、なおたおやかに、秋の七草の花はかり、ゆふ露にしほれたるにも、まさりてこそいらめと見えてい。(中略) 將軍さま、賞翫せられいも、ことほりとこそおほえいへ。得かたきは時なりとて、かやうの物の上手も、おりを得いこと、かたき事にていに、あひにあひてい事、ふしきにおほえてい、(中略) 相構く、此間に同道いへくい。むもれ木になりはて、身のいつくにか、心の花ものこりてんと、我なからおほえてい。此状、やかて火中に入いへくいなり。

卯月十七日

尊勝院へ

本云

私云、藤若者大和猿楽観世大夫子鬼夜叉也、尊勝院同道参

二条殿之時被改藤若云々

という仮名消息である。藤若の容姿を一目見て魅惑されてしまったらしい良基の、この消息が藤若命名以後のものであることは、本記録に勘案して永和元年以後、しかも將軍義満に寵愛され(『後愚昧記』永和四年六月七日の条に「件兒童自去比大樹寵愛之一云々」とある)、良基もすでに世阿の鞠・連歌にも堪能であること(本

記録四月二十五日の条にも「先日於准后連歌」に美句を詠んでい(る)を熟知していたことからして、永和四年四月以前、さらに臆測して永和元年四月十四日ということが推測される。なお宛書の「尊勝院」は福田秀一氏の考証によれば、奈良東大寺の一院で、東大寺別当をつとめ尊勝院代官をも兼ねていた権僧正尊信(恒明親王王子)であらうといわれる(『東大寺別当次第記』)。

(補注) いわずもがなことで、われわれが口を挿む余地はないが、『夢跡一紙』にいう七秩の字は概算の公算がつよいのに反し、『申楽談義』の法雲院での装束賜りの能と義満の目にはじめてとまった今熊野の能は、ともに世子十二才の、おなじ年であったことは事実で間違いない点であらう。しかも義満との初会が十二才、良基との初会が十三才(その間に良基は世子が専門の猿楽はもちろん、鞠連歌にも堪能であることをも知った)とすれば、二人の出会いは無理なく理解できる。しかしこの二つの能張行の史料が発見されないかぎり、みだりな臆測はゆるさるべきではないが、六十才以後老年になってからの『申楽談義』には、あるいは記憶ちがいがあつたかもしれないという疑懼がないでもない。それにひきかえ、日次記である本記は、伝聞ではあるが、永和四年の時点においての記録であるという強味がある。ただ南都法雲院実遍の坊で装束賜りが永和元年に行われたとすれば、三月十七日以外にはない。というのは永和元年八月十二日に次代の松洞院印覚が別当職の宣下をうけているからである(書陵部蔵「興福寺別当次第」二冊本)。ちなみに続類從本『三綱記』は実遍の項以下に脱落があるらしい。